

第4章

推進と評価の仕組み

1. 計画推進の考え方
2. 計画の推進体制
3. 進行管理システム

1. 計画推進の考え方

本計画に示す様々な施策、行動方針を確実に実行し、目指す将来像や活動イメージを具現化していくためには、計画の進捗状況を適時に確認しながら適切に対応する必要があります。

また、進行管理で課題となった事項については、関係する取組や施策、事務事業の調整を行うなど、確実に対応できる仕組みが必要になり、本計画を総合的に推進する推進体制の整備が不可欠になります。

さらに、総合的な環境施策を推進し、持続可能な地域社会を築くには、行政だけでなく、市民や事業者の環境保全の主体的な取組のほか、NPO等の専門的活動団体等のコーディネートも視野に含めた、すべての主体のパートナーシップによって相乗効果をもたらすような取組が重要です。これは、P.20の「**市民・事業者・市の役割(責務)と相互の連携・協働**」に示したとおりです。

そのため、本計画では計画策定段階から加東市環境市民会議を設置しましたが、市民会議の構成委員を一部引き継いだ形の新たな推進組織「加東エコ隊(以下「エコ隊」という。)」を立ち上げ、エコ隊を中心とした市民、市民団体、事業者等で構成した加東市環境パートナーシップ倶楽部(以下「パートナーシップ倶楽部」という。)により、引き続きパートナーシップのもと本計画を推進していくことを基本的な考え方とします。

2. 計画の推進体制

■ パートナーシップによる推進組織

市民、事業者、行政が連携・協働のもと本計画を推進するため、広く市民、市民団体、事業者等が参加できる環境まちづくり会議(対話型フォーラム)を開催し、そこに庁舎内推進組織も参加することで下記に示す点検・評価体制も含めた、パートナーシップによる計画の実践を目指していきます。

また、パートナーシップ倶楽部には市民、市民団体、事業者等が本計画に掲げる取組や行動方針に自由に参加できるように単独又は関係事業ごとの推進委員会を設置するなど、パートナーシップで様々な取組を進めることとします。

さらに、パートナーシップ倶楽部の代表者等で構成される加東市環境市民評価委員会を設置し、市と共に取組の実施、実施内容の点検及び評価、計画の見直し、年次報告の検証等を行う環境評価推進会議(以下「評価推進会議」という。)を設置し、計画の進行管理を実行していきます。

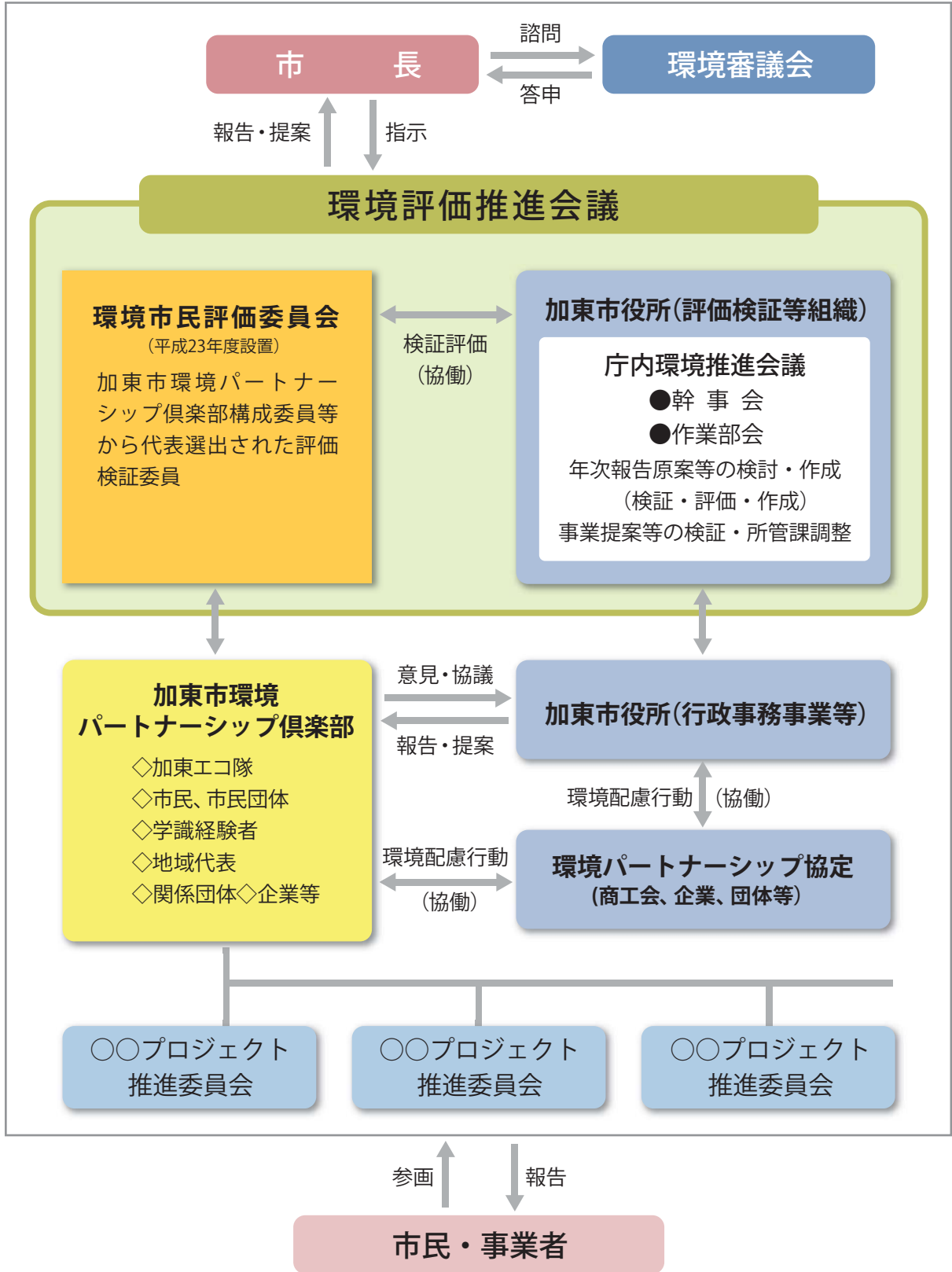
■ 庁内推進体制「庁内環境推進会議」の整備

本計画では、策定段階から庁内の体制を構築してきましたが、計画の実施段階においても市が主体的に責任を持って、環境に配慮した施策及び事務事業を推進していくために庁内の推進体制として「庁内環境推進会議」を整備します。

庁内環境推進会議は、本計画の点検及び評価、施策の推進に係る重要事項の検討、環境に係る全庁的な調整の場として整備し、副市長を議長、環境関連部長を副議長とする部長級で構成します。そして、この庁内環境推進会議は、加東市版環境マネジメントシステムを運用し計画の進行管理を行う場を担っていきます。

さらに、計画の点検及び評価、環境の状況、施策事業の実施状況、目標や指標の達成状況等の把握、検討、とりまとめを行う場として幹事会(環境関連課長を幹事長とする課長・副課長で構成)及び作業部会(関係部課の主幹級以下で構成)を設置し、適正に本計画を進行管理し、推進していくものとしします。

【計画の推進体制】



3. 進行管理システム

計画の進行管理においては、「P D C A サイクル」を遂行していきます。

P D C A とは、「Plan(計画)」、「Do(実施)」、「Check(点検・評価)」、「Action(見直し)」のことで、

P→D→C→A→P→D→C→A→P→D→C→A→… と繰り返し、

スパイラルアップしていくことです。これは、各種施策及び事務事業の実施における問題を把握し、解決・改善しながら将来像の実現を目指す、進行管理の考え方です。

■年次報告

市(庁内環境推進会議)と環境市民評価委員会は、環境基本条例第8条に基づき、本計画(環境の保全と創造に関する施策)の実施状況及び市の環境の状況について把握できるように必要な事項をまとめ、毎年公表します。

加東市環境基本条例

第8条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

■加東市版環境マネジメントシステム

市の業務全般にわたって環境配慮を行うための管理システムで、それぞれの事務事業ごとに環境配慮の方針を取り決め、実施し、確認し、見直すための手順やプロセスを規定したものです。

市(庁内環境推進会議)と環境市民評価委員会が中心となって検討し、本計画に基づいて決定した取組は、総合計画の環境側面として位置づけ、その内容を管理し評価します。

点検及び評価に当たっては、既存の事務事業評価システム等を活用することで対応していきます。

■環境審議会

本計画に基づく各種環境施策の推進及び環境保全全般に関する諸問題について主要な案件が生じたときや本計画の見直しに際して、環境審議会に諮問し答申をいただきます。

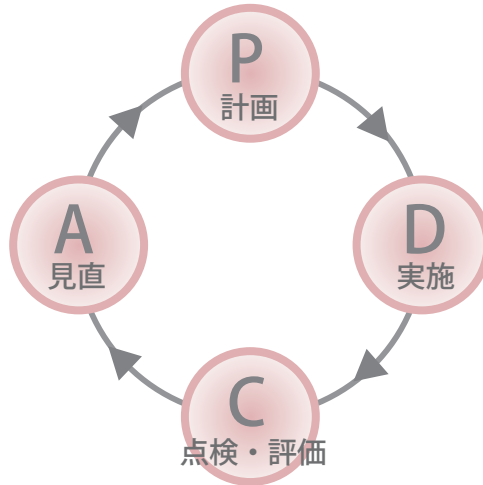
【進行管理システム（加東市版環境マネジメントシステム）】

①事務事業概要・事業目標の作成

当年度に行う取組について、前年度に庁内環境推進会議と環境市民会議がその内容と目標を取りまとめます。

④計画の見直し

取組の点検及び評価結果（年次報告）をもとに、本計画全体の進捗状況を確認し、次年度の取組に反映させます。当年度の事業結果は市と環境市民会議がとりまとめ、公表します。

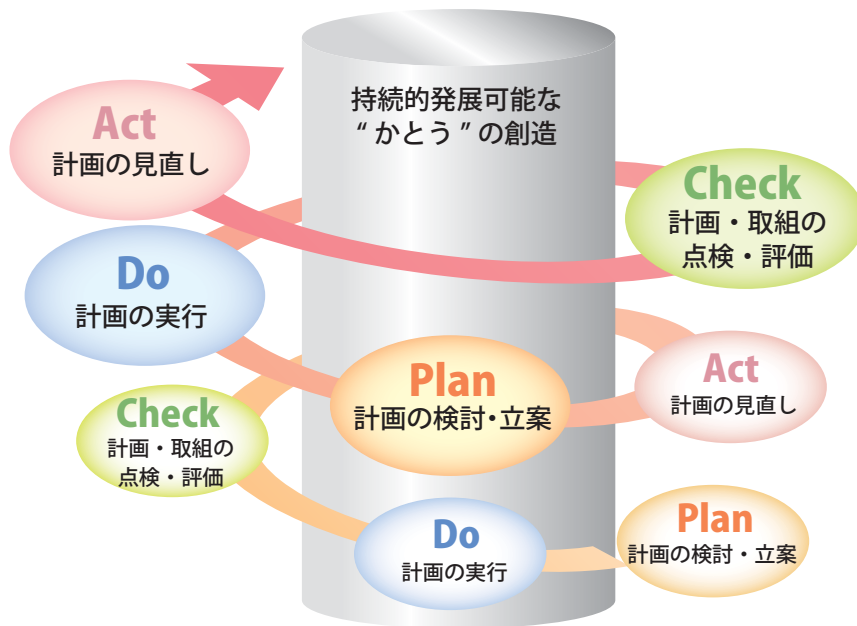


②施策・事務事業・プロジェクトの実施

パートナーシップを基本として、環境に配慮した施策、事務事業及びプロジェクトを実施します。

③実施内容の点検・評価、年次報告の作成

計画や評価基準に照らし合わせて、点検及び評価を実施し、その結果を年次報告として作成します。



図－PDCAサイクル（取組の着実な推進）によるスパイラルアップイメージ